

山城地区教化委員会規則

(設置)

第1条 京都教区教化委員会規則第10条の規定に基づき、地区教化の活性化をはかるため、山城地区教化委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は、地区教化委員長宅に置く。

(業務)

第3条 委員会は、山城地区の教化活動の振興を図るため、京都教区教化委員会において策定された教化基本方針に沿って、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 当該地区に所属するすべての真宗門徒の学習教化に関する事業計画の立案と促進
- (2) 地域の実情に適應する教化の方策の立案と促進
- (3) 現代社会から提起されている諸問題がかかえている課題の明確化

(組織及び任期)

第4条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、山城地区における次の各号に掲げる者の中から、山城地区組長会において選出し委嘱する。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 組長 | 5人 |
| (2) 組門徒会長 | 5人 |
| (3) 坊守会関係者 | 若干人 |
| (4) 青少年教化関係者 | 若干人 |
| (5) 社会教化関係者 | 若干人 |
| (6) 組同朋の会教導 | 若干人 |
| (7) 教区同和協議会委員 | 若干人 |
| (8) 推進員 | 若干人 |
| (9) 教区教化委員 | 若干人 |
| (10) 学識経験者 | 若干人 |

3 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人(組長会の中から選出)
- (3) 主事 3人

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の中から互選によって定める。

3 主事は、委員の中から、委員長が山城地区組長会にはかって指名する。

(委員長及び副委員長並びに主事)

第6条 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 主事は、委員長の指示のもと、委員会の庶務及び会計に関する事務を処理し、教区駐在教導との連携をはかり、山城地区における教化に必要な業務にあたる。

(運営委員会)

第7条 委員会は、教区教化委員会との十分な連携のもとに、第3条で規定する業務を円滑に遂行するため、委員会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、第5条第1項で規定する役員、山城地区の組長5人、組門徒会長5人、坊守の代表2人及び教区同和協議会委員1人をもって構成する。

3 運営委員会は、次に掲げる事項を付議する。

(1) 委員会の事業計画の原案の作成

(2) 委員会の議決を経るいとまのない臨時緊急の事項

(3) 委員会から委任された事項

(4) その他委員長が必要と認めた事項

4 前項の運営委員会の結果は、次の委員会に報告し、承認を得なければならない。

5 運営委員会は、委員長が招集する。

(委員会の招集及び議決)

第8条 委員会は、委員長の招集により毎年1回以上これを開き、第3条に規定する業務について審議する。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

3 委員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第9条 委員会で策定された教化に関する事業計画を具体的に遂行するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に所属する委員は、委員長が運営委員会にはかり指名する。

3 専門部会の分掌事項を整理するため、専門部会に主査1人を置く。

4 主査は、専門部会に所属する第7条第2項で規定する運営委員会の構成員がこれにあたり、専門部会の結果については委員長に報告しなければならない。

5 専門部会は、必要に応じて主査が、委員長の同意を得て招集する。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(経費の支弁)

第11条 委員会の経費は、各組の負担金、寄付金及び教区予算による助成金並びにその他の収入をもってこれを支弁する。

(報告書の提出)

第12条 委員長は、年度の始めにあたっては、その年度の事業計画書並びに予算書を、年度の終了にあたっては、その年度の事業報告並びに決算書を教区教化委員会にそれぞれ提出しなければならない。

ならない。

附 則

- 1 この規則は、教務所長の承認を得た日（平成8年9月26日）から施行する。
- 2 山城地区教化委員会規則（昭和43年5月24日付教務所長承認）は、廃止する。
- 3 この規則を変更しようとするときは、委員の3分の2以上が出席した会議において、3分の2以上の多数によって議決されなければならない。
- 4 この規則施行の際、現に委嘱されている委員は、この規則により委嘱されているものとみなし、その任期については、平成8年7月1日を起算日とする。